

一般財団法人日本コアコンディショニング協会 セミナー開催に関する規約

第1条（目的）

一般財団法人日本コアコンディショニング協会会員規約第 3 条で定めるコアコンディショニングトレーナーの育成事業遂行のためにセミナーを開催する。

第2条（セミナー種別）

第 1 項 本協会が開催するセミナーを次号に定める。

（1）資格認定セミナー

①マスターへの道シリーズ

- ・ベーシックシリーズ
- ・アドバンストシリーズ
- ・マスターシリーズ

②スペシャリストシリーズ

- ・キッズシリーズ
- ・アスリートシリーズ
- ・シニアシリーズ

③メンタルシリーズ

④講師養成・更新シリーズ

（2）その他のセミナー

第 2 項 第 1 項に定めるセミナーは理事会の承認により随時更新、追加、削除されるものとする。

第3条（開催条件）

第 1 項 講習会の開催は本協会主催を原則とするが、会員のうちA級講師、B級講師、マスタートレーナー、法人会員も主催権を有する（主催可能なセミナーは別紙「JCCAセミナー受講価格/申請料等一覧表参照」参照）。会員が主催するセミナーを会員主催セミナーと呼ぶ。

第 2 項 会員主催セミナーについては各講習会に必要な物品を事前準備する。

第4条（講師資格継続条件）

講師の資格継続条件に関しては「認定講師規約」に順ずる。

第5条（開催費用の支払い）

セミナーの開催については開催月の翌月末までに協会に納めることとする。開催費の納入が2ヵ月以上遅れた場合、納入が完了するまで新たなセミナーの開催ができなくなる。

第6条（開催申請手順）

開催手順については別紙「JCCAセミナー開催マニュアル」に従って、滞りなく行う。

第7条（権利の失効）

以下に定める者は講習会開催およびレンタルサービスを利用する権利を失う。

- (1) 本規約に反する者
- (2) 虚偽の申請、申告をした者
- (3) 開催費を3ヶ月滞納した者
- (4) モラルに欠ける等、開催者として不適切と事務局が判断した者

第8条（施行）

この規約は、平成 18年 8月 8日から施行する。

第9条（その他）

セミナー開催について本規約に定めのない事項については、都度理事会で決定する。

以上

平成 18年 8月 8日施行

平成 19年 4月 1日改正

平成 20年 4月 1日改正

平成 24年 1月 1日改正